

## I C T活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領

### (趣旨)

第1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、建設現場におけるI C Tを活用しての省力化・効率化による生産性向上や、若手技術者等の確保・育成のための週休2日確保による就労環境改善が求められている。

本要領は、I C T活用工事及び週休2日実施工事の取組をさらに推進するための証明書発行の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 証明書発行の対象工事は、以下のI C T活用工事及び週休2日実施工事で宮城県が発注する工事とし、完成検査に合格した工事の監理技術者又は主任技術者に発行するものとする。

2 I C T活用証明書の発行対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 平成29年度及び平成30年度に実施したI C T活用モデル工事でI C T土工若しくはI C T舗装工を全面活用した工事。

(2) 全ての工事において、「I C T施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」(別紙5)に記載の施工プロセスを1項目以上実施した工事。

3 週休2日実施証明書の発行対象工事は、4週8休以上の現場閉所を達成した以下の工事とする。

(1) 平成29年度以降の週休2日モデル工事。

(2) 全ての工事において、受注者が「週休2日モデル工事」実施要領に準じて実施を希望した工事。ただし、監督職員の承諾を得たものに限る。

### (実施方法)

第3 証明書の発行は、令和元年9月1日までに完成した工事は土木部事業管理課長が発行し、令和元年9月2日以降に完成した工事は、各発注機関の公所長が発行するものとする。

なお、発行手続については下記のとおり、工事の完成日によって異なるため留意すること。

(1) 令和元年9月1日までに完成した工事

土木部事業管理課は、完成検査時の調書等を基に令和元年9月1日までに完成した「I C T活用工事」又は「週休2日実施工事」の証明書発行対象工事の監理技術者又は主任技術者を確認する。証明書の発行対象となることが確認できれば、発行日を令和元年9月2日付で「I C T活用証明書」(別紙1)又は「週休2日実施証明書」(別紙2)を作成し、受注者あて発行する。

なお、発行後は、土木部事業管理課長より対象工事の発注機関の公所長宛て、証明書発行管理リスト(別紙3-1又は3-2)を送付し、発注機関にて適切に管理する。

(2) 令和元年9月2日から令和2年9月30日までに入札公告した工事

監督員は、完成検査完了時まで当該工事が証明書発行対象となるか確認し、当該工事が対象工事と認められる場合は、発行日を完成検査日として「I C T活用証明書」(別

紙1)又は「週休2日実施証明書」(別紙2)を受注者あて発行する。また、不合格の場合は、発行しないものとする。

(3) 令和2年10月1日以降に入札公告する工事

証明書の発行を希望する受注者は、完成届と同日付で「ICT活用証明書」及び「週休2日実施証明書」発行申請書(別紙4)に必要な事項を記入し、発注者へ申請する。

監督員は、受注者から「ICT活用証明書」及び「週休2日実施証明書」発行申請書(別紙4)が提出された場合、当該工事が証明書発行対象となるかを確認し、当該工事が対象工事と認められる場合は、発行日を検査結果通知書と同日付で「ICT活用証明書」(別紙1)又は「週休2日実施証明書」(別紙2)を受注者あて発行する。また、不合格の場合は、発行しないものとする。

なお、証明書の発行を希望する受注者が何らかの事情により、発行申請書の提出が遅れた場合、受注者は発行申請書を速やかに提出することで、証明書を発行するものとする。ただし、証明書の発行日については、検査結果通知書と同日付けとする。

(証明書の管理)

第4 発行の窓口となる発注機関は、「証明書発行管理リスト」(別紙3-1又は3-2)を作成し、発行した証明書の写しとともに保管しておくこと。

なお、証明書発行管理リストと証明書の写しは、紛失しないように適切に管理すること。

(証明書の再発行)

第5 発行した証明書について、受注者から再発行に関して問い合わせがあった場合は、証明書発行管理リスト及び証明書の写しを確認した上で、再発行すること。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年10月1日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和2年9月30日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。